



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

- 告示
 - 752 平成17年度和歌山県物品電子調達システム開発等業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課)
 - 753 情報システムの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)
 - 754 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 755 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 756 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 757 生活保護法による施術機関の指定 (")
 - 758 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 759 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
 - 760 " (")
 - 761 土地改良事業の工事完了届 (農村計画課)
 - 762 紀の川用水土地改良区の定款変更の認可 (")
 - 763 日高町土地改良区の定款附属書役員選任規程変更の認可 (")
 - 764 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
 - 765 " (")
 - 766 基本測量の実施 (技術調査課)
 - 767 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 - 768 " (")
- 選挙管理委員会告示
 - 37 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体
- 収用委員会告示
 - 4 土地収用法による裁決手続開始の決定
- 公告
 - 入札公告 (総務事務集中課)
 - 都市計画の図書の写しの縦覧公告 (都市政策課)
- 監査公表
 - 監査公表第27号
 - 監査公表第28号
- 諸報
 - 拾得物件公告 (和歌山西警察署)

告 示

和歌山県告示第752号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県物品電子調達システム開発等業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調達役務
 - 和歌山県物品電子調達システム開発等業務委託
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 入札参加資格審査申請書
 - イ 担当者届出書
 - ウ 6の(7)に掲げる内容を記載したシステム構築実績書
 - (2) (1)ア、イ及びウの用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成17年4月26日(火)から平成17年5月13日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に4に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成17年5月18日(水)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課に対して書面(ファクシミリを含む。)で行うものとする。
- 3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 - 平成17年4月26日(火)から平成17年5月13日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に4に掲げる場所で受け付ける。
- 4 資格審査申請書類の配布の場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

(FAX 073-441-2288)

5 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

6 入札参加者の資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、平成17年4月26日(火)現在において、次の要件を満たしている者であって、別途行う参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。

なお、共同企業体での入札は、できないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第22項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者又は申立てをしている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て(同法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされている者又申立てをしている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定があった場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(6) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、以下の競争入札参加者名簿の登録区分に登録されていること。

ア システム分析・開発

イ システム運用・管理

ウ ハードウェア保守

エ コンピュータ研修

(7) 国の省庁又は都道府県における物品調達用の電子入札システムの構築経験を持つ者であること。なお、構築経

験はシステムの稼働を完了したものであること。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年5月18日(水)までに決定し、別途通知する。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成17年5月20日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年5月26日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第753号

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)第6条第1項第1号に基づき、情報システムの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 登録区分

(1) システム分析・開発

(2) システム運用・管理

(3) ホームページの作成・運用

(4) データ処理

(5) ハードウェア保守

(6) コンピュータ研修

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で資格審査要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国税、県税及び市町村税を滞納している者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その

他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (6) 契約の履行が困難と認められる者
- (7) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の2事業年度の間、資格審査要綱第2条各号に規定する該当区分の情報システムの契約実績がない者

3 申請の方法

(1) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- ア 経営状況等に関する次に掲げる調査事業経歴書
- イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- ウ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)
- エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 誓約書
- キ 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(2) 資格審査申請書並びに(1)のア、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県のホームページからダウンロードするか又は5に掲げる県の機関に平成17年5月2日(月)から平成17年5月27日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前9時から午後5時45分までの間に請求できる。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成

17年5月27日(金)午後5時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

平成17年5月2日(月)から平成17年5月31日(火)までの休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分までの間に、5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2405
(FAX 073-441-2409)

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年6月17日(金)までに通知する。

8 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成18年7月31日(月)までとする。

9 競争入札の公示の方法

一般競争契約に係る競争入札を行う場合は、和歌山県報により公告する。

10 問い合わせ先

和歌山県企画部IT推進局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2405
FAX 073-441-2409

和歌山県告示第754号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置

いて、平成17年6月1日まで縦覧に供する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年4月1日
- 2 名称
特定非営利活動法人生活支援 優
- 3 代表者の氏名
尾崎智代美
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県日高郡由良町里244番地の23
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者ならびに地域の人々に対して、自立介護支援に関する事業を行い、地域において全ての人々が安心かつ安全で快適な暮らしができるまちづくりをめざし、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第755号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
那 歯 24-38	井関歯科医院	那賀郡岩出町清水 326番地の4	平成 17.3.31

和歌山県告示第756号

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社神前コーポレーション	那賀郡打田町田中馬場 201-1	ヒカリケアセンター事業部	那賀郡打田町田中馬場 201-1	訪問介護	平成 17.2.9
株式会社家具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森西ノ丁 25	テイコク	有田市千田317-2	福祉用具貸与	平成 17.2.21
有限会社とみた	那賀郡岩出町紀泉台432	居宅介護支援事業所とみた	那賀郡岩出町紀泉台432	居宅介護支援事業	平成 17.4.1
		訪問看護ステーションとみた		訪問看護	平成 17.4.1
		ホームヘルパーステーションとみた		訪問介護	平成 17.4.1
医療法人志嗣会	橋本市神野々877番地の1	介護老人保健施設アメニティかつらぎ	伊都郡かつらぎ町妙寺 1847-42	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	平成 17.4.1

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西 薬 19-17	オードラッグ スーパーセンター 上富田薬局	西牟婁郡上富田町 朝来154-1	平成 17.1.25
伊 医 95-17	友愛診療所	伊都郡九度山町大字 河根807番地の64	平成 17.3.25

和歌山県告示第757号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南柔 31-17	山本鍼灸整骨院	海南市且来25-3	平成 17.4.4

和歌山県告示第758号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

医療法人要外科内科医 院	新宮市井の沢9番10号	緑ヶ丘デイサービス	新宮市井の沢9番10号	通所介護	平成 17.4.1
-----------------	-------------	-----------	-------------	------	--------------

和歌山県告示第759号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年4月16日から平成17年6月14日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出

があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年4月14日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
1	かねます商事	島倉弘一郎	田辺市新万4番9号	和歌山県知事(7)第00578号	平成14.12.10
2	月商事	下井禎造	和歌山市松江北6丁目9番29号	和歌山県知事(6)第00734号	平成14.11.8
3	松千商事	千原恒美	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00874号	平成14.7.7
4	丸由商事	濱野由行	和歌山市市小路97番地 幸福荘11号	和歌山県知事(5)第00894号	平成14.12.12
5	紀南商事	南吉乗	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00897号	平成14.12.13
6	紀伊企画	峰山茂	東牟婁郡古座川町鶴川19番地	和歌山県知事(5)第00924号	平成15.7.10
7	日高商事	堀口諱	日高郡みなべ町晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16.12.9
8	マネーショップ滝ノ平	西垣内君代	那賀郡桃山町神田536番地	和歌山県知事(4)第01030号	平成14.6.21
9	山庄商事	山本庄司	日高郡みなべ町清川3725番地の1	和歌山県知事(3)第01144号	平成14.12.20
10		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15.4.22
11		池村秀春	日高郡日高町高家1181番地の5	和歌山県知事(3)第01167号	平成15.6.27
12		鈴木義夫	伊都郡高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16.3.12
13	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16.3.12
14		福田博己	和歌山市向33番地の1 センチュリーコート紀ノ川115号	和歌山県知事(2)第01247号	平成14.9.3
15		木村博	東牟婁郡串本町鬮野川1277-1	和歌山県知事(1)第01343号	平成14.10.29
16	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102 第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15.10.9

和歌山県告示第760号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年4月16日から平成17年5月18日までの間の33日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年4月14日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 貴和商事
- 2 氏名 土井義夫
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 那賀郡貴志川町国主271番地の24

4 登録番号 和歌山県知事(6)第00702号

5 登録年月日 平成14年5月18日

和歌山県告示第761号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 貴志川町宮土地改良事業(基盤整備促進事業長山地区)
- 2 同意年月日 平成14年3月8日
- 3 事業主体 貴志川町
- 4 工事を完了した時期 平成17年3月31日

和歌山県告示第762号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、紀の川用土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第763号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日高町土地改良区の定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第764号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡金屋町大字岩野河字大角586の5、586の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第765号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町朝来字飛

曾川3873の2

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 電気工作物施設用地とするため。

和歌山県告示第766号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成17年5月16日から平成18年3月17日まで
- 3 作業地域 御坊市、田辺市
伊都郡高野町
有田郡清水町
日高郡印南町、日高町、川辺町
西牟婁郡白浜町、大塔村、上富田町
東牟婁郡那智勝浦町

和歌山県告示第767号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 丸山地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結んだ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	みなべ町	西本庄	山際	724	
2号	"	"	"	"	730-3	
3号	"	"	"	丸山	749	
4号	"	"	"	"	761	
5号	"	"	"	"	750-2	
6号	"	"	"	"	747	
7号	"	"	"	山際	721	
8号	"	"	"	"	714-1	

- 2 上湯川地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれ

た区域。この場合において標柱1号と標柱5号を結ぶ線は町道福井笹の茶屋線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	有田郡	清水町	上湯川	堂ノ尾	413	
2号	"	"	"	"	435	
3号	"	"	"	"	430-1	
4号	"	"	"	東番	189	
5号	"	"	"	"	207	

和歌山県告示第768号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

日浦地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号まで

を順次結んだ線及び標柱1と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。ただし、龍神村大字福井字常慶2482番地の4、2483番地の1及び2483番地の2、字日浦山2485番地の2、2485番地の3、字中前1382番地の5及び1382番地の6並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	龍神村	福井	大西	1299-6	
2号	"	"	"	杉ノ谷	2480	
3号	"	"	"	"	2482	
4号	"	"	"	日浦山	2485-1	
5号	"	"	"	"	2490	
6号	"	"	"	"	2500	
7号	"	"	"	平畑	1524-1	
8号	"	"	"	中畑	1463-3	
9号	"	"	"	"	1381	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成17年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出することが

できない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成17年4月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

団体名	事務所住所	代表者氏名	会計責任者
自由民主党広川支部	有田郡広川町下津木980	古川勉	畠山宏之
東みのる後援会	和歌山市和歌浦中2-10-6	岡崎衛	南勝之
かのうけんじ後援会	和歌山市鳴神1056-3	加納憲次	加納憲次
憲友会	和歌山市木ノ本19-32	渡辺和彦	渡辺和彦
東和会	和歌山市和歌浦中2丁目10-6	東稔	南勝之
赤坂好哉後援会	那賀郡那賀町西脇465	山下理一	石脇国男
亀岡雅文後援会	那賀郡粉河町中津川534-1	西野重治	西野等
竹村広明後援会	那賀郡貴志川町井ノ口720-2	南出長治	竹村雅子
辻強後援会	那賀郡粉河町粉河2153	中川順雄	山本隆博
畑中秀太後援会	那賀郡打田町打田1478-5	歌博	山田乃弘

箕輪光芳後援会	那賀郡粉河町粉河2217	榎阪宗雄	箕輪博次
若林宣也後援会	那賀郡桃山町善田585	若林治男	若林朱美
岩本てつじ後援会	伊都郡高野町東富貴1133	皿谷勲次	森口正純
岡勲後援会	伊都郡高野町大字小田521-2	阪井澄	岡正治
坂田勲後援会	伊都郡高野町伏原1311	深野芙美子	織部幸子
阪部菊雄後援会	伊都郡高野町大字伏原563	阪部菊雄	阪部洋三
政治結社和歌山國土同盟	伊都郡高野町高野山442	井口雲龍	井口雲龍
大日本誠志会橋本本部	橋本市神野々103番地あけぼの団地706号	成毛美之助	前田広重
富岡清彦後援会	橋本市御幸辻167-1	上野秀夫	土居倫子
外山政広後援会	橋本市隅田町下兵庫523	山内清治	外山末子
橋川龍雄後援会	伊都郡高野町名古曾1216-41	山本時雄	野口丈夫
藤井昭雄後援会	伊都郡かつらぎ町佐野761-1	岩本美佐治	藤井千春
南衛後援会	伊都郡かつらぎ町笠田東97-2	宇野勝	岡本学
川崎義輝後援会	有田郡湯浅町湯浅栖原33-13	辻本雄	和泉静子
田中修後援会	有田郡広川町広228	辻本五郎	辻本栄征
集の会	有田市辻堂313	米田健	生駒次子
中井正千代後援会	有田郡湯浅町湯浅1071-2	野下正志	上山駒男
にしぐち正助後援会	有田市港町733	丸谷従仁	脇村吉宣
松本典久後援会	有田郡湯浅町田7番地	畑良典	森喜一
山田文男後援会	有田郡清水町清水1601-6	山田文男	山田茂章
由良祥治後援会	有田郡湯浅町湯浅2926-1	宮井慶三	梅野利行
中岡広行後援会	日高郡由良町三尾川133	中川善喜	清水洋三
新田政司後援会	日高郡美浜町和田2099-5	辻本正美	山中芳雄
青木伸夫後援会	田辺市湊997	松本和男	青木洋子
岩本修後援会	西牟婁郡大塔村大字向山418番地	木下操	岩本健司
芝崎タツ後援会	西牟婁郡白浜町中央台1461-1	芝崎タツ	芝崎久二郎
新日本練心塾市政研究論談同志会	西牟婁郡白浜町才野707-13	窪田康友	池田克己
長谷明後援会	西牟婁郡白浜町堅田1006-1	長谷明	小山薫
濱口久平後援会	西牟婁郡すさみ町和深387	濱口悟	松本健
福島康行後援会	田辺市新庄町438-7	濱中博	鈴木雅士
山鹿史行後援会	西牟婁郡串本町江田552	中筋勇	山鹿敏子
湯川温行後援会	西牟婁郡白浜町大浦3031	瀧清治	橋本康
内田としや後援会	新宮市熊野地2-11-25	掛橋保視	横手泰視
おりと富子後援会	東牟婁郡本宮町皆地190-1	丹玲子	上田稔
金田まこと後援会	新宮市緑ヶ丘1-3-7	杉原弘規	和田四郎
竹本まさみ後援会	東牟婁郡古座町津荷353	小野正巳	中西登
日本天祚会議 略称「天祚会議」	新宮市仲之町3-2-1	大友一吉	大友一吉
日本共産党新宮市東牟婁郡後援会	新宮市緑ヶ丘1-3-7	深田勲	和田四郎
のざき千里後援会	東牟婁郡古座町西向514-3	北地則也	中谷尚生
森本隆夫後援会	東牟婁郡那智勝浦町勝浦451	玉置貢	筒井泰年

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成17年4月14日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成17年4月26日

和歌山県収用委員会会長 谷口 昇 二

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 南部都市計画道路事業3・5・3号南部停車場線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			備 考	
所 在 地 番	地 目		地 積 (㎡)		取 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所		権 利 の 種 類
	登 記 簿	現 況	登 記 簿	実 測								
和歌山県日高郡 みなべ町芝字松原添	378番25	宅地	宅地	89.25	84.68	60.93	—	有限会社 富士産業 代表者 取締役 畑崎真弓	和歌山県日高郡 みなべ町芝369番 地の5	株式会社第三銀行 代表取締役 谷川憲三	三重県松阪市京町 510番地	根抵当権

公 告

入 札 公 告

和歌山県物品電子調達システム開発等業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6、自治法令第167条の10の2の第5項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成17年度物品電調第1号
- (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県物品電子調達システム開発等業務委託 一式
- (3) 調達役務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 情報システム設置場所及び納入場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課ほか
- (5) 契約期間等
履行期限については、落札決定後の契約日から平成22年3月31日までとする。ただし、システムの開発については、平成18年3月31日までに行うものとする。
- (6) 予定価格 204,445,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

このうち、開発委託費用(平成17年度費用)

に係る予定価格は、168,115,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第752号に規定する和歌山県物品電子調達システム開発等業務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 日時

平成17年4月26日(火)から平成17年5月13日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場合及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

平成17年4月26日(火)から平成17年5月13日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問

のある者は、平成17年5月18日(水)までの間に和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 総合評価のための提案書の提出場所及び日時

(1) 提案書を提出する場所及び日時は、次のとおりとする。

なお、提案書を提出しなければ、6の入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の(1)に同じ。

イ 提出日時

平成17年6月6日(月)午後5時まで

(2) 前号の提案書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。

(3) 郵便により提出する場合は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で、平成17年6月6日(月)午後5時までに3の(1)に必着するように行わなければならない。

6 入札の場所及び日時等

(1) 入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 提出場所

5の(1)のAに同じ。

イ 日時

5の(1)のイに同じ。

(2) 前号の入札書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。

(3) 郵便により提出する場合は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で、平成17年6月6日(月)午後5時までに3の(1)に必着するように行わなければならない。

7 開札の場所及び日時等

開札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

入札に参加した者に別途通知する。

イ 日時

入札に参加した者に別途通知する。

8 総合評価一般競争入札方法等に関する事項

(1) 入札方法

ア 総合評価一般競争入札方式にて行うものとする。

参加資格の認定を受けた参加者は、次の必要書類を提出するものとする。

(ア) 入札書

(イ) 技術審査用提案書

(ウ) 費用内訳書

※ 上記(ア)の入札書及び(ウ)の費用内訳書は、一つの封筒に入れ封印をし、入札者の氏名(社名)並びに年度・事業番号及び調達役務の名称・数量を表示して提出するものとする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

ア 各入札参加者に対しイに定める総合評価の決定方法により算出した総合評価点を比較し、最も高い数値を得た者を落札者とする。ただし、次の条件に適合しない入札参加者は、評価の対象外とする。

(ア) 入札価格が、1の(6)に定める予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 技術提案書が、別に示す評価基準に定める必須の要求要件をすべて満たしていること。

なお、総合評価による数値の最も高い者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該の者のうち開札時に出席しない者については、本県職員がくじ引きを代行の上落札者を決定するものとする。

イ 次の方式により技術審査用提案書の評価を行い、総合評価点を算出する。

(ア) 総合評価点=技術点+価格点

(イ) 技術点=基礎点+加算点

仕様書記載事項のすべてを満たすと判断される場合に限り付与される基礎点、仕様書記載事項以外で、本県に有益であると判断できる提案事項について提案内容の評価に応じて、加算点の上限の範囲内で付与される加算点の合計が技術点となる。

なお、基礎点対象範囲は、必須要件の評価基準であり、1つでも満たしていない場合は、失格となる。

(ウ) 価格点=価格点の配分点×(1-(入札価格×1.05/予定価格))

上記算出式に従った当該入札者の入札価格を

得点化した数値を価格点として付与する。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2の資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

(FAX 073-441-2288)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:
Wakayama Prefectural goods electronic procurement system
1 Complete System
- (2) Time-limit for tender: 5:00 p.m. 6 June 2005
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division,
General Affairs Department,
Wakayama Prefectural Government, 1-1
Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan
TEL 073-441-2293(FAX 073-441-2288)

都市計画の図書の写しの縦覧公告

高野口町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年4月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
高野口都市計画下水道(高野口町公共下水道)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監査公表

和歌山県監査公表第27号

平成17年2月8日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年4月26日

和歌山県監査委員 垣平高男

和歌山県監査委員 築野富美

和歌山県監査委員 新島雄

和歌山県監査委員 山下直也

- 1 監査対象機関名 東牟婁振興局
- 2 監査実施年月日 平成16年12月21日及び22日
- 3 監査の結果

県民行政部

県税の未収金については、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

健康福祉部

生活保護費返還金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、不正受給の防止、償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

新宮建設部

(1) 土木使用料の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き未収金の早期整理に努められたい。

(2) 建設部における土木工事業費の繰越額は、前年度に比べ減少しているが、依然として多額の繰越しとなっているため、その縮減に努力されたい。

健康福祉部古座支所

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

(2) 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、今後とも、未収金の早期整理に努められたい。

(3) 生活保護費返還金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、不正受給の防止、償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

これまでの主な取組内容として、大口滞納者に対する納税交渉の強化、悪質な滞納者に対する積極的な差押えの執行、徴収不可能なものに対する執行停止処分や不納欠損処理を行ってきました。さらに、地域県税徴収対策本部を設置し徴収目標及び行動目標の設定並びに徴収活動強化のため進行管理を行ってきました。今後とも濃密な納税交渉、滞納処分のさらなる強化を図り、県税の収入確保に努めてまいります。

健康福祉部

不正受給の防止につきましては、従来より、新規に生活保護を開始する世帯及び年度当初には全保護世帯に「保護のしおり」を活用した指導を行い、その周知徹底を図ってまいりました。

また、年金の受給開始時期を的確に把握するための「被保護世帯名簿」を独自に作成し、消費済みとなる前に、早期に一括返還が可能となるように常に点検しているところであります。

今後とも、不正受給の防止や早期発見並びに返還金の返還指導の徹底に努めてまいります。

新宮建設部

(1) 徴収委託管理人と連携を密にし、電話や文書による催告、臨戸訪問、夜間徴収の実施等、滞納の防止や未収金の徴収に努めるとともに、長期にわたる悪質な滞納者につきましては、保証人との接触や強制退去、差押え等の法的措置を前提に厳しい指導を実施しております。

また、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行い、未収金の増加を防ぐ等徴収実績の向上を図ってまいります。

(2) 工事の早期発注に努めるとともに、適正な発注計画を作成し、その進捗状況を常に把握するため進行管理会議を開催し、工程管理の徹底を図るとともに、用地取得について事業課と用地課の連携強化を図り、建設部あげての用地取得に努めるなど繰越額の縮減に努めてまいります。

健康福祉部古座支所

(1) 未償還者の生活状況の把握に努め、相談・助言をしながら償還指導を行いました。また、貸付時の償還に対する指導も強化しており、今後とも、適正な債権管理に努めてまいります。

(2) 未納世帯に対して家庭訪問等により、分割納付等の返還指導を行いました。今後とも、未収金の整理に努めてまいります。

(3) 年金等にかかるチェック表を作成し、不正受給の防止のための点検を実施するとともに、未納世帯に対して家庭訪問を実施し、返還指導を行いました。今後とも、不正受給の防止や早期発見並びに返還金の返還指導の徹底に努めてまいります。

和歌山県監査公表第28号

平成17年2月14日付け監査報告第26号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年4月26日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新島 雄

和歌山県監査委員 山下 直也

1 監査対象機関名 和歌山県土地開発公社

2 監査実施年月日 平成17年1月31日

3 監査の結果

道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設について、監査の結果を踏まえ、その早期移管に向け努めるよう指導を行った。

1 監査対象機関名 和歌山県住宅供給公社

2 監査実施年月日 平成17年1月31日

3 監査の結果

(1)道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが、早期移管に向け努力されたい。

(2)県営住宅使用料の収入未済額は、前年度に比べ増加している。今後、未収金の減額に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に努められたい。

(3)分譲住宅等の残区画について、今後ともより一層販売促進に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

(1)道路敷等の公共施設の移管問題については、毎年実施している監事監査等の場において指導してきたところですが、引き続き、早急に移管できるよう指導してまいります。

(2)厳しい経済状況から未収金の回収は、より困難になってきておりますが、県営住宅管理担当者会議を年2回、打合せ会議を毎月開催し、一層適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者に対しては、未収金の増加を防ぐため、早期段階から納付指導・催告等の措置を行うよう指導しております。

(3)分譲宅地の販売促進については、価格や販売手法の見直し等を行い、残区画の早期完売に努めるよう指導してまいります。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年4月26日

和歌山県和歌山西警察署長 源 中 徹

物件(種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金673,780円 (封筒に在中)	平成17年3月28日	和歌山市本町